

第百三十二回国会 衆議院 科学技術委員会議録第四号

平成七年三月十四日(火曜日)

午後零時五十五分開議

出席委員

委員長 野呂 昭彦君

理事 白井日出男君 理事 栗本慎一郎君

理事 原田昇左右君 理事 上田 晃弘君

理事 上田 清司君 理事 笹木 竜三君

理事 今村 修君 理事 渡海紀三朗君

理事 甘利 明君 理事 小野 晋也君

理事 塚原 俊平君 理事 平沼 赳夫君

近江巳記夫君 理事 藤村 修君

秋葉 忠利君 辻 一彦君

吉井 英勝君 大谷 忠雄君

出席国務大臣

国務大臣 田中眞紀子君

科学技術庁長官 石井 敏弘君

官房長 菅谷 勇君

科学技術庁原子力安全局長 笹谷 勇君

委員外の出席者 科学技術委員会 調査室長 吉村 晴光君

委員の異動

三月八日

秋葉 忠利君 補欠選任

同日 渡辺 嘉蔵君 補欠選任

同日 渡辺 嘉蔵君 補欠選任

同日 藤村 修君 補欠選任

同日 辻 一彦君 補欠選任

同日 藤村 修君 補欠選任

同日 辻 一彦君 補欠選任

同日 藤村 修君 補欠選任

同日 辻 一彦君 補欠選任

同日 藤村 修君 補欠選任

同日 辻 一彦君 補欠選任

同日 藤村 修君 補欠選任

同日 辻 一彦君 補欠選任

同日 藤村 修君 補欠選任

同日 辻 一彦君 補欠選任

同日 藤村 修君 補欠選任

同日 辻 一彦君 補欠選任

同日 藤村 修君 補欠選任

同日

辞任

榊屋 敬悟君 補欠選任

加藤 万吉君 辻 一彦君

三月七日

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

○野呂委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。田中国務大臣。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○田中国務大臣 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

につき、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律は、昭和三十三年に制定されて以来四十年近くを経過しており、この間、放射性同位元素等の利用は国民生活に密着したさまざまな分野に

おいて幅広く普及するに至っています。

こうした中で、近年、放射性同位元素の質貨に対するニーズ等、放射性同位元素の利用に関する新たなニーズが生じてきており、このような状況に適切に対応するためには、安全性の確保を図りつつ、放射性同位元素に関する規制の合理化を図ること等が必要であります。

このため、放射性同位元素の質貨の業に関する規定を整備すること、安全性の高い特定の放射性同位元素装備機器について、安全性の確保を前提にその使用に係る管理義務を合理化すること等を図ることとし、本法律案をここに提出した次第です。

次に、本法案の要旨を述べさせていただきます。

主な内容は以下の三点了。

第一は、適切な放射線障害防止対策がとられることを前提に、放射性同位元素の質貨の業を認めることとし、放射性同位元素の質貨の業の道を開くこととします。

第二は、設計・構造上高い安全性が確保されている特定の放射性同位元素装備機器のみを使用する者については、安全性の確保を前提に一部の管理義務を免除することとします。

第三は、使用施設等の変更の許可を受けようとする許可使用者等に求められている許可証の訂正手続を簡素化することとします。

以上、この法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○野呂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、明後十六日木曜日午前九時五十分理事

会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「並びに販売」の下に「質貨を、販売業者」の下に「質貨業者を加える。

第一章中「販売」の下に「質貨を加える。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 使用の許可及び届出並びに販売、質貨及び廃棄の業の許可

第四条の見出し中「販売」の下に「及び質貨を加え、同条第一項中「販売」の下に「又は質貨」を加え、同条第二項第三号中「販売所」の下に「又は質貨事業所を加える。

第九条第三項第四号中「販売所」の下に「又は質貨事業所」を加える。

第十条第四項を次のように改める。

4 第二項の規定により変更の許可を受けようとする許可使用者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を科学技術庁長官に提出しなければならない。

第十一条第一項中「第四条第一項」の下に「の規定により販売の業を、(いう。の下に「及び質貨の業の許可を受けた者(以下「質貨業者」という。))を加え、同条第二項中「販売業者」の下に「及び質

貸業者」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第二項の規定により変更の許可を受けようとする販売業者及び貸業者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を科学技術庁長官に提出しなければならない。

第十一條の二第四項を次のように改める。

4 第二項の規定により変更の許可を受けようとする廃業者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を科学技術庁長官に提出しなければならない。

第十二條「販売業者」の下に、「貸業者」を加える。

第十二條の二第一項中「販売業者」の下に「及び貸業者」を、「販売し」の下に「又は賃貸し」を加える。

第十二條の四第一項中「販売業者」の下に「及び貸業者」を加える。

第十二條の七中「販売業者」の下に「又は貸業者」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 使用者、販売業者、貸業者、廃業者等の義務

第十二條の八第二項及び第十二條の九第二項中「限る。」を「限る。以下この項における貸業者について同じ。」及び「貸業者」に改める。

第十三條第三項中「販売業者」の下に「及び貸業者」を加える。

第十四條第三項中「販売業者」の下に「又は貸業者」を加える。

第十六條第一項中「及び」を「」、貸業者(第三十條第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九條の二まで及び第三十條の二において同じ。及びに改め、同条第二項中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加える。

第十七條中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加える。

第十八條第一項中「使用者、販売業者」の下に「」、貸業者」を、「事業所、販売業者」の下に「及

び貸業者」を、「販売所」の下に「又は貸事業所」を加え、同条第二項中「販売業者」の下に「貸業者」を加える。

第十八條の二第一項、第十九條及び第十九條の二中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加える。

第二十條中「販売業者」の下に「」、貸業者」を、「機器設置施設」の下に「(政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを設置する施設を除く。)」を加える。

第二十一條中「販売業者」の下に「」、貸業者」を、「の販売」の下に「若しくは賃貸」を加える。

第二十二條中「販売業者」の下に「」、貸業者」を、「機器設置施設」の下に「(政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを設置する施設を除く。)」を加える。

第二十三條及び第二十四條中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加える。

第二十五條第二項中「販売業者」の下に「及び貸業者」を、「の販売」の下に「」、賃貸」を加える。

第二十六條第一項中「販売業者」の下に「」、貸業者」を、「の販売」の下に「若しくは賃貸」を加え、同条第七号中「若しくは」を「第四号若しくは第五号」に改める。

第二十七條中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加える。

第二十八條第一項中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加え、同条第二項中「若しくは販売の下に「」、賃貸」を、「販売業者」の下に「」、貸業者」を加える。

第二十九條の見出し中「及び譲受け」を、「譲受け等」に改め、同条中「又は譲受け」を「譲受け」、貸し付け、又は借り受け」に改め、同条第一号及び第二号中「販売業者」の下に「」、貸業者」を、「譲り渡し」の下に「」、若しくは貸し付け」を、「譲り受け」の下に「」、若しくは借り受け」を加え、同条第七号中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加え、同条第六号中「又は販売」の下に「」、賃貸」を、「販売業者」の下に「」、賃

貸業者」を加え、同条第七号とし、同条第五号中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加え、同条第六号とし、同条第四号中「販売業者」の下に「」、貸業者」を、「譲り渡し」の下に「」、若しくは貸し付け」を、「譲り受け」の下に「」、若しくは借り受け」を加え、同条第五号とし、同条第三号中「他の販売業者」の下に「」、貸業者」を、「譲り渡し」の下に「」、若しくは貸し付け」を、「譲り受け」の下に「」、若しくは借り受け」を加え、同条の次に次の一号を加える。

四 貸業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、輸出し、使用者、販売業者、他の貸業者若しくは廃業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受けする場合

第三十條第一号中「又は販売業者」を、「販売業者又は貸業者」に改め、同条第四号中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加え、同条第五号中「販売」の下に「」、賃貸」を加え、同条第六号中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加える。

第三十條の二第一項第一号中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加える。

第三十四條第一項中「使用者」の下に「(政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを使用する者を除く。以下この章において同じ。)」を、「販売業者」の下に「」、貸業者」を加え、同条第二項中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加える。

第三十八條第三項、第三十八條の二第一項及び第二項、第三十七條第一項及び第三項、第三十八條、第四十二條第一項並びに第四十三條の二第一項中「販売業者」の下に「」、貸業者」を加える。

第四十四條第一項中「販売」の下に「」、賃貸」を加える。

第四十六條第二項中「第四條第一項」の下に「の規定による販売の業の許可の申請者を含む。」、貸業者第四條第一項の規定による賃貸の業」を、「使用者、販売業者」の下に「」、賃貸業者」を加える。

第五十二條中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「販売」の下に「」、又は賃貸」を加え、同条第四号中「販売」の下に「」、賃貸」を加える。

第五十三條から第五十三條の三までの規定中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第五十四條中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十五條及び第五十六條中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十八條中「五万円」を「十万円」に改める。

第五十九條中「三万円」を「五万円」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下この条において「新法」という。第十條第四項、第十一條第四項及び第十一條の二第四項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十條第二項、第十一條第二項及び第十一條の二第二項の規定による変更の許可の申請をする許可使用者、販売業者、貸業者及び廃業者について適用し、同日前にこの法律による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十條第二項、第十一條第二項及び第十一條の二第二項の規定による変更の許可の申請をした許可使用者、販売業者及び廃業者については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(科学技術庁設置法の一部改正)
第四条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第十二号中「販売」の下に「及び賃貸」を加える。

理由

近年において放射性同位元素の賃貸形態による流通に対する需要等放射性同位元素の利用に関する新たな需要が生じてきたこと等にかんがみ、放射性同位元素の賃貸の業に関する規定の整備等放射性同位元素に関する規制の合理化を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術委員会議録第二号中正誤

一 ページ二段、委員外の出席者中、参考人「茂木晴夫君」は「茂木清夫君」の誤り。

ページ 段 行 誤 正

二 一 四 ございまして ございまして
二 一 五 どこかで どこかで

科学技術委員会議録第三号中正誤

ページ 段 行 誤 正
二 三 三 今 今

平成七年三月十七日印刷

平成七年三月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局